

令和8年度事業計画

1 はじめに

我が国の人口は減少を続けている。特に生産年齢人口の減少は著しく、労働人口の不足による産業の空洞化が予測される中、なんとか労働力の確保をしようと40年ぶりに労働基準法の改正が検討されている。また一昨年には全国のシルバー人材センターにも直接的な影響を及ぼすこととなったフリーランス法の制定など、労働者保護の動きが急速に進んでいる。

シルバー人材センター（以下、「シルバー」という。）を取り巻く環境も、インボイス制度の導入に始まり、フリーランス法制定、公益法人会計制度の改正など大きく変わってきている。インボイス制度の導入では、これまでの発注者と会員の間にはシルバーが仲介する形の請負制度から、会員と発注者が直接契約を結ぶ制度への移行の選択肢が増えた。この契約制度への移行では、シルバー事業は単なる人材紹介業となり、民間事業者での代替ができるのではないかという議論が生まれかねない。

そのためにもシルバーとしての存在意義を明示し、周知していくことがこれからますます重要となる。

シルバー設立の趣旨でもあり、第2次中期事業計画で掲げた地域密着型活動が、存在価値を示すための最も分かりやすく周知しやすいものとする。

就業を通じた活動、ボランティア活動等の地域ごとの活動、そして地域組織の補完的役割（自治会組織の代替）としての役割が、それぞれ地域に密着して活動し、さらに地域に信頼される東村山市シルバー人材センター（以下、「当センター」という。）となるよう取り組んでいければと考える。

シルバーの会員は就業以外にも、地域班での活動や組織の一員として事業の企画や運営に携わることが義務となっていることを、改めて共に認識をしていく必要がある。

シルバーの基本理念である「自主自立」「共働共助」を、改めて理解していただくとともに、会員としての役割、そして地域班での役割というものを認識していかなければならない。

理事の他、就業班や地域班のブロックリーダー、班長など（以下、「役員等」という。）の役割について、これまで、多くの一般会員は他人事で、特定の人がやることだからいいや、と他人任せとなっていたものを、自らの問題として捉え、シルバーの理念に基づき、多くの会員が主体的に参画し、役割を分かち合う形となるよう、役員等と一般会員とのより堅いつながりを構築できる体制づくりが必要であると考えます。

さて、一昨年度より取り組みが始まった第2次中期事業計画。3年目となる本年度は、第3次中期事業計画に向け、振り返りと検証をしていく。

中期事業計画では、新たにプロジェクトが立ち上がり、改革を同時に進めているため、新たな負担がかかっていることから、役職員だけでなく、会員にも負担となっていることとは思われるが、なんとかこの過渡期を乗り越え、地域に信頼されるセンターとなり、さらには当センターに関わる多くの人の満足度向上を目指していきたい。

当センターの登録会員の平均年齢は75歳を超えた。センターとして安全管理上、就業基準年齢の設定は必要だが、一定の年齢を超えても負担なく安全に安心して就業を分かち合う体制づくりについても確立していく。それは新たな就業の開拓の推進と同時に、これまでの70代前半をターゲットにした就業内容から、70代後半以降の会員にも安全、安心して対応できる就業にシフトしていくことも必要となる。

改めて令和8年度も昨年度に引き続き、個人情報保護の体制強化をはじめとする法令の遵守と安全就業の確保を当センターの基本的な方針とする。また、今年度も法令遵守や社会規範の遵守等のコンプライアンス対策を継続するとともに、新たにハラスメント対策についても強化していく。

シルバー事業の質的向上、公益性および、透明性等の確保に努めるとともに、会員の拡大、就業機会の拡大、安全就業の徹底と健康の確保、適正就業ガイドラインに沿った事業運営、シルバー派遣事業の拡大、成長分野にかかる事業（中核事業）、関係機関・関係団体との連携強化、情報入手のワンストップ化、事業運営基盤の強化、会計処理体制の確立と会計処理の適正化、インボイス制度、フリーランス新法への対応などを図っていく。

当センターの基本方針、中期事業計画等に沿った事業を進めていくなかで、会員にとっても、地域社会にとっても魅力的な組織をつくるための事業をさらに推し進めていく。

2 事業実施計画

(1) 会員の拡大

全国では会員数は依然として下がり続けている。そのような状況下、当センターにおいては令和7年12月時点においては、会員数は昨年同月と比較し増加している。これは当センター広報紙「輝け！この街で」の発行をはじめ、ホームページの改修、入会説明会の開催等の運営体制の見直し、また、新たに出張入会説明会を開催するなどの組織的な取り組みが実を結んでいるものである。今後も全国シルバー人材センター事業協会、東京都シルバー人材センター連合（以下、「連合」という。）、東村山市の協力の下、入会者数の水準を維持しつつ、退会抑止策を行い、登録会員数をコロナ禍前の水準に回復させることを目標とする。

ア 入会促進の取り組み

- ①入会説明会から入会承認までの流れやプロセスの工夫
- ②Web 入会の促進
- ③就業機会の早期提供
- ④地域特性を活かした事業開拓による新たな就業機会の確保
- ⑤商工会等と連携し企業等への働きかけによる定年退職者層の入会促進
- ⑥当センター事務所から離れた場所での出張説明会の開催
- ⑦女性会員向けのイベント開催による女性会員の入会促進

イ 退会抑制の取り組み

- ①未就業会員への就業相談及び就業促進の強化
- ②非就業会員の居場所づくり、地域活動の実施
- ③相談員（メンター）による相談事業の拡充
- ④80歳を超えても長く、安全に安心して就業できるシステムの構築
（ワークシェア、複数就業の推進）

ウ 魅力あるセンターづくり

- ①広報紙「輝け！この街で」やホームページ等を通じたセンター事業の紹介・周知
- ②ボランティア活動等、一般市民を巻き込んだイベントの開催を通じたセンターの周知
- ③地域（ブロック）を中心としたイベントの実施による会員同士の交流
- ④サークル活動の充実
- ⑤安心、安全に長く働ける就業体制の確立
- ⑥認知症対策への組織的な取組（認知症サポーター養成講座をセンター内で実施など）

エ 数値目標

① 会員数、入会率、就業延人員数などの目標管理

会員数 1,350名(1,392)、入会率 2.5%(2.0)、

受託件数 3,800件(2,881)、就業延人員数 100,000名(128,532)

契約金額 620,000千円(626,214)

月平均就業率 70%、年間就業率 80%

※()内は東京都平均

(2) 就業機会の拡大

会員の就業ニーズと地域のニーズを把握し、就業内容ごとの独自研修の拡大及び、東京しごと財団等で実施される研修やあらゆる機会を活用して知識・技能の向上を獲得しつつ、以下の取り組みを行う。

ア ワークシェアリング就業、複数就業、ローテーション就業の拡充

現在の就業システム(年齢の基準も含め)を見直し、生活様式や年齢や体力などに応じた就業のマッチングができるよう進める必要がある。時間帯や作業内容によって細分化し、より多くの人々が長く、安全・安心して働けるよう、就業ごとに、ローテーション就業、複数就業、ワークシェアリング就業を推進していく。これらの見直しは、結果的にも女性会員の増強を進めていくことにもつながる。

イ 中核事業の推進

(ア) 福祉・家事援助サービス事業

当センターが請負として実施している福祉・家事援助サービス事業では、高齢者や障がい者等に対し、介護保険の助成対象とならない身の回りの世話などを提供する福祉サービス、福祉サービスの対象者以外の個人家庭を対象とする家事援助サービスが多く、少子高齢化が急速に進展する中において、若年層の家庭からの需要も増えており、今後ますます需要が増加するものと予測される。

しかしながら、サービスを提供する会員の高齢化や本事業での就業を希望する会員の不足、利用者から求められるサービスに十分対応しきれていないなどの課題も多く見られる。

全シ協で示す福祉・家事援助サービスに含まれる、家事援助、育児支援、ちょこっとお助けサービス、便利屋作業は中核事業の一つとして強化を目指す。

当センターで取り組むことのできる福祉・家事援助サービス事業の検討、家庭内における複数の依頼をされる発注者において、受付、下見、就業までを一度で済むような受注体制や就業フロー体制の整備、就業会員に対す

る研修の実施、女性会員を中心とする就業会員の確保等、本事業に積極的に取り組む。

(イ) 集合住宅等清掃班・屋内施設清掃班

女性や後期高齢者にとっても働きやすい就業システムの構築を進める中、時間的にも体力的にも対応のしやすい就業である。ともに自主運営化が進み、予算・実績管理から見積・就業システムの管理までを実施しているなか、需要も引き続き伸びるであろう 2 つの就業グループのさらなる強化・推進を図る。

(ウ) 新総合事業

新総合事業とは、地域の実情に応じて多様な主体が参画し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援を行うことを目的とした新たな介護予防・日常生活支援総合事業の制度で、改正介護保険法に基づき地方公共団体が主体となって実施することとなっており、生活支援サービスの“多様な事業主体”としてシルバーにも大きな期待が寄せられている。昨年「2025年問題」※により、当センターにも依頼が急増した。今後は介護事業所、地域包括支援センターとの連携を図り、会員が安全に安心して就業出来る範囲での就業拡大をすすめる。

※（団塊の世代が後期高齢者（75歳）に達し、人口の4分の1が後期高齢者となる2025年。社会の構造や社会保障費の急増などへの大きな影響、介護サービスのニーズが高まる一方で、深刻な介護人材不足に陥ると予測されていた。）

ウ 空き家管理対策事業

全国の地方公共団体にとって空き家問題は、景観、安全、防犯等の面から地域における共通の重要課題となっていることから、多くのセンターで空き家管理業務を実施し、高齢者の就業機会の確保と良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりに寄与しているところである。空き家管理は、地域貢献という点でセンターの存在を大いにアピールできる事業である。市報への記事掲載依頼やホームページ上での周知等、積極的な広報を行うこととする。

エ 早朝児童見守り事業

学校における働き方改革の一環として、朝の開門時間を遅くする等の動きが生じていることから、児童の登校時間よりも早く保護者が出勤する家庭では、朝の時間帯のこどもの居場所作りが課題となっている。当センターでは市役所より委託を受けて、3校の市内小学校において早朝児童見守り事業を実施していく。

オ デジタル技術等の専門技術を活用した就業機会の開拓

(ア) デジタル技術

「LINE 講座」などのスマホ教室の拡充と、東村山市役所等との連携を強化し、高齢者向け「スマホ講座」、「アイン Pay 講座」などの推進、強化、出張パソコン（設定や修理など）の事業拡大

（イ）デジタル以外での特技・技能

おさらい教室・英語教室に加え、中学1年生向けに一部デジタル機器を活用し、数学・英語教室（スマイルアップ教室）の開催、「60歳からのカルチャースクール」などを推進していく。

カ シルバー派遣事業の拡大

シルバー派遣事業については、高齢化や労働力人口の減少が進行する中、多くの業種における人手不足分野や介護・育児等の現役世代を支える分野において、シルバー派遣事業の拡大を通じて、高齢者が当該分野の担い手として活躍することが期待されている。

当センターにおいては特に育児補助分野、スーパーマーケットでの就業の拡大を目指す。

以上の就業機会の拡大に向け、就業班ブロックリーダー会議を通じて、シルバーの組織及び事業方針を共有し、安全就業、自主運営制度や就業グループ登録制度の徹底を図る。

（3）安全就業の推進と健康の確保

ア 安全就業の徹底

「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、シルバー事業の根幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のより一層の推進を図り、重篤事故、傷害事故の撲滅及び健康の確保を図ることが肝要である。

このため、全シ協「安全就業ニュース」をはじめ、連合「コラム安全だより」、厚生労働省「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」^{*1}などを活用するとともに、センター内で起きた事故事例等を分析・活用し、事故等を「他人事」ではなく、「自らのこと」として認識するよう、安全意識の徹底を図るとともに、安全対策を徹底する。

特に、重篤事故の撲滅を図るためには、安全対策が確実に機能しているか定期的に点検することが重要である。

また、損害賠償事故が年間を通して多数発生しており、特に草刈り時の飛散防止対策や、樹木剪定時の安全対策の徹底を図る。

※1 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

労働災害による休業 4 日以上、死傷者数のうち、60 歳以上の労働者が占める割合は、近年増加傾向にあります。高齢者の就労が一層進むと予測される中、高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現が求められています。

(会員の安全意識の徹底)

- ・ 会員の事故防止意識の緩み、就業における体調管理
- ・ 作業に適合した服装、履物、保護具等の着用
- ・ 作業における保護帽(ヘルメット)、墜落制止用器具(安全帯)の適正な着用の徹底と確認

(当センターの安全対策の徹底と体制の確立)

- ・ 安全就業に関する基準の遵守の徹底
- ・ 安全管理委員会の機能強化
- ・ 安全就業推進員の機能強化
- ・ 会員の高年齢化に伴う、安全就業の観点からの就業内容見直し
- ・ 道路交通法改正に伴う、自転車の安全運転の推進

また、発注者や第三者に危害・損害などを与えることとなる損害賠償事故(特に除草・草刈り作業における刈払機の飛び石による物の破損事故)の撲滅を図る。

さらに、シルバー派遣における安全対策については、安全・適正巡回指導員における活動を通じて、より一層の安全対策の確保に努める。

イ 感染防止対策の徹底と健康の確保

会員が安心して就業できるよう感染症防止対策についても徹底を図る。また、高齢の会員の就業に関して、各種研修等を通じてフレイル予防を含め会員の健康の確保に努める。

(4) 適正就業ガイドラインに沿った事業運営

適正就業ガイドラインは、会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、適正就業ガイドラインに沿った業務運営を推進することが求められる。このため、受注リスト(受注実績一覧表)を活用し、その内容から指揮命令の有無や危険性の確認などを点検・改善等を確実に実施し、適正な請負就業として問題がある事案については、早期に、①適

正な請負事業となるよう契約内容を見直す、②シルバー派遣事業や職業紹介事業に切り替える、③現契約を解約する、のいずれかの是正措置をとることが重要である。

また、適正就業委員会において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業について、就業内容の点検を行い、早期に是正する。

(5) 就業班を通じた情報の共有化

就業機会の拡大に向けた方策や安全就業、適正就業の徹底、健康の確保、個人情報保護対策、ハラスメント対策などについて、就業班を通じた情報の共有化を行っていく。

情報の共有化にあたっては、複数の就業班が参加する就業班ブロック会議での検討で、当センターとしての対応策の方向性を検討する。

当センターとしての対応策の方向性を基に、各就業班内での具体的な対応策の実施を目指す。

(6) 社会奉仕活動等の活性化

当センターをより公益性の高い事業展開に変えていく必要があること、町会や自治会組織の弱体化が進んでいる中では元気な高齢者が地域を支えていく必要があること、仮に就業ができなくなっても居住する地域で豊かに暮らすことができるようにしていくことなどの理由から、当センターでは社会奉仕活動の活性化に取り組んでいる。

活性化にあたっては、センターの組織全体で取り組んでいくもの、地域班（ブロック）で取り組んでいくもの、就業班で取り組んでいくものが考えられる。一昨年度から、地域ブロックで取り組んでいく活動を開始したが、これらの活動をさらに活性化していく。

地域班では地域班長等の高齢化が課題となっていることから、持続可能な運営を行っていくために地域班長等の若返りを目指す。

(7) 関係機関・関係団体との連携強化等

以下の各機関との情報の共有化、連携を継続していく

ア 全シ協、連合、他センターと情報共有を行い、

コンプライアンス・ガバナンスを含め連携を図っていく。

イ 東村山市役所においては当センターの主管課である健康増進課をはじめとして仕事の受託先である各課のほか、市の事業や当センター主催イベントなどにおいて相互協力し、意思疎通の徹底を図っていく。

- ウ 商工会等の経済団体とは、商工会から、また団体傘下の各企業からの受注の拡大のみならず、会員拡大にも協力をお願いしていく
- エ 地域包括支援センターにおいては、新総合事業における市民の相談元と担い手という関係性のみならず、事業に必要な研修やアドバイスでの協力も仰ぐ中、市民・会員の認知症サポーター養成などでも連携を図って実施していく
- オ 東村山警察においては高齢者と自転車が絡む事故が多発していることから、自転車の安全教室の実施などで協力を進める。
また、春・秋の交通安全週間の協力団体として、告知等の協力を進める
- カ 地域参加への情報入手ワンストップ化を目指し、生涯現役社会の実現に対応し、関係機関、関係団体と連携しながら、シルバー事業における会員受入体制の拡大、多様な選択肢に対応できる雇用・就業をはじめとする社会参加活動の領域の拡大等、地域における高齢者のための相談機能の充実を目指す。
 - (ア) 雇用（シルバー派遣）・就業等に関する情報の収集・提供や相談機能の充実（東京都・ハローワーク・ほっとシティ等）
 - (イ) 高齢会員の生活環境に合わせたボランティア活動への参加や、趣味を生かしたサークル活動など「できること」を「できる範囲」で行う社会参加活動の情報提供や相談（社会福祉協議会・市老人クラブ連合会等）

（８）事業運営基盤の強化

中長期の財政見通しに基づき自立的な運営基盤を強化するとともに、高齢者の活躍の場を拡大するため、以下の事項を重点として計画的に推進する。

ア 会員による事業運営参画の推進と効率化

（ア）業務体制・組織の活性化・最適化

理事会・各種委員会等の活性化を図り、会員による入会促進、就業開拓等に加え、専門知識や経験を生かした事務局業務への活用など、会員による運営参画を積極的に推進するため、役職員及び会員の意識改革を促し、業務体制・組織の最適化を図る。また、女性の役員等への登用に努めるとともに、女性委員会等の積極的な活用により、組織の活性化や女性会員の拡大を図る。

（イ）事業運営の簡素化・効率化

OA機器等を活用した業務処理の効率化を一層推進するとともに、各

センター及び連合の事業の共同化、業務・運営費の洗い出し（現状・課題の分析・抽出）などにより、事業運営の簡素化・効率化を推進する。

（ウ）シルバー事業のデジタル化

業務効率化により当センターの経営基盤を強化していく上でデジタル化の推進が不可欠であり、システム環境の整備と会員のデジタルリテラシー（デジタル技術を理解して適切に活用するスキルのこと）向上を同時に進めていく必要がある。

このため、Web 入会・Web 受注などの効率的な業務運営に資する各種システムの利用促進をするとともに、「シルバー会員のデジタル利用促進事業」を活用して、スマホ・PC講習会の開催やデジタル相談窓口の設置等により会員のデジタル利用を促進する。

なお、総務省が令和3年度から実施している「デジタル活用支援推進事業」についても、デジタル人材の育成や、会員を含む地域の高齢者のデジタルリテラシーの向上といった効果が期待できることから、引き続き受託に向け（2）オで述べたように市役所を含む関係機関への連携を積極的に進める。

イ 事務局職員のキャリアアップ等

シルバー事業の分野の広がりに伴い、センターの事務局職員に求められる知識、能力も高まっていることから、他連合・拠点間への昇任時職員派遣研修など事務局職員のキャリアアップのための交流人事や研修に努める。

ウ 普及啓発活動

シルバー事業には従来型の仕事だけでなく、多種多様な就業の場があることを広く周知し、イメージの転換・向上を図るとともに、高齢者の加入を促進するため、当センター、連合及び全シ協と連携し、以下の事項を重点に効果的な普及啓発活動を推進する。

（ア）普及啓発促進月間の実施

シルバーの日を中心に、シルバーフェア・経験交流会の開催、各種ボランティア活動の実施等、各センター及び連合で一斉かつ集中的に広報活動を展開する。

（イ）年間を通じた広報活動の実施

①マスメディア等を通じた広報活動の展開

シルバー事業の活動事例情報を、シルバーの広報紙、新聞、ケーブルテレビ等に提供するなど積極的な広報活動を展開する。

②ホームページでの広報活動

当センターの地域貢献や会員の活躍事例、就業内容や各種教室などの動画紹介、会員及び発注者からの感想等を紹介するなど利用者の視点に立った親しみやすいホームページにするとともに、内容の更新に努める。

③広報紙「輝け！この街で」の作成・配布

広報紙「輝け！この街で」の発行にあたり、定年後の選択肢として早くから認識してもらうため、若年層にもシルバーに興味を持ってもらえるような紙面にしていく。

④市等主催のイベントへの参加

地方公共団体や各種団体などが開催するイベントへ会員主体で参加し、シルバー事業の広報活動を実施する。

⑤SNS等を利用した情報発信

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、スマイル To スマイル(以下、「スマスマ」という)を活用した情報提供に取り組む。

スマスマについては、使用用途が広がったことから、登録者拡大のためにも、コスト削減のためにも広報・周知関係は紙の郵送から、スマスマへ移行していく。

エ 自主財源の確保等

就業事業の自主運営化を進めている中、個々の事業・就業班ごとに予算・実績の管理に対する意識醸成を行い、新規事業への先行投資や、有償ボランティア、地域貢献事業などの経費に充てるための財源を捻出する。なお、業務実施方法等の見直しを的確に行い、経費の節減による自主財源の確保に努める。

物価上昇及び賃金の上昇等に併せて、事務費の値上げをすることで、法人運営のための適正な財源を確保する。

(9) 会計処理体制の確立と会計処理の適正化

シルバー事業は、地域における高齢者就業等施策の大きな柱であり、その社会的使命は重要なものであるため、不正経理事案が発生すれば、シルバー事業に対する市民からの信頼を著しく損なうばかりでなく、シルバー事業の補助金制度をはじめとする業務運営に重大な影響を及ぼすこととなる。このため、会計事故の未然防止に努め、公認会計士による外部監査、監事による内部監査を定期的実施し、内部牽制体制を確立し、会計処理の適正化を図る。

また、昨年改正された新公益法人会計制度への対応については令和9年度までが会計制度への移行期間となるため、体制を整えてからの移行とする。

(10) インボイス制度、フリーランス新法への対応

インボイス制度の施行にあたり、料金の一部見直し等により安定的な事業運営を確保できるよう、第2期経過措置期間（令和8年10月～令和11年9月）に対応できる体制を整えた。

政府においては、いわゆるフリーランス（企業に雇用される以外の形で働く者）が安定的に働ける環境を整備するための新たな法が施行された。会員もフリーランスとして位置付けられるため、他市センターの動向にも注視しつつ、契約方法の見直し等への対応についても検討していく。

令和8年度収支予算書

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計	前年度予算額	増減
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
事業収益	633,620,000	26,583,120	660,203,120	621,084,101	39,119,019
受取配分金	529,926,431	0	529,926,431	510,972,895	18,953,536
受取材料費等	60,484,333	0	60,484,333	52,225,929	8,258,404
受取事務費	43,209,236	26,583,120	69,792,356	57,885,277	11,907,079
受取会費	1,450,000	1,450,000	2,900,000	3,120,000	△ 220,000
正会員受取会費	1,450,000	1,450,000	2,900,000	3,120,000	△ 220,000
受取労働者派遣事業業務委託費収入	2,040,000	0	2,040,000	1,680,000	360,000
受取労働者派遣事業業務委託費収入	2,040,000	0	2,040,000	1,680,000	360,000
受取補助金等	72,034,000	0	72,034,000	72,924,000	△ 890,000
受取市補助金	35,000,000	0	35,000,000	34,260,000	740,000
受取都補助金	10,389,000	0	10,389,000	12,495,000	△ 2,106,000
受取連合交付金	7,729,000	0	7,729,000	7,329,000	400,000
受取高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助	18,916,000	0	18,916,000	18,840,000	76,000
受取寄付金	1,000	0	1,000	1,000	0
受取寄付金	1,000	0	1,000	1,000	0
特定資産運用収入	1,000	0	1,000	1,000	0
特定資産利息	1,000	0	1,000	1,000	0
雑収益	0	0	0	50,000	△ 50,000
雑収益	0	0	0	50,000	△ 50,000
経常収益計	709,146,000	28,033,120	737,179,120	698,860,101	38,319,019
(2) 経常費用			0		
事業費	709,146,000	0	709,146,000	674,211,210	34,934,790
支払配分金	529,926,431	0	529,926,431	510,972,895	18,953,536
支払材料費等	19,425,172	0	19,425,172	20,739,000	△ 1,313,828
職員基本給	35,312,640	0	35,312,640	33,414,720	1,897,920
職員特別手当	13,135,925	0	13,135,925	11,757,866	1,378,059
職員諸手当	8,524,109	0	8,524,109	7,433,303	1,090,806
法定福利費	8,971,474	0	8,971,474	8,140,407	831,067
福利厚生費	472,152	0	472,152	404,116	68,036
退職給付費用	4,679,759	0	4,679,759	2,502,240	2,177,519
臨時雇賃金	12,516,600	0	12,516,600	11,609,600	907,000
会議費	1,454,174	0	1,454,174	1,531,606	△ 77,432
旅費交通費	2,260,926	0	2,260,926	2,310,663	△ 49,737
通信運搬費	6,468,961	0	6,468,961	8,297,709	△ 1,828,748
減価償却費	2,387,414	0	2,387,414	2,325,416	61,998
消耗什器備品費	979	0	979	1,273,679	△ 1,272,700
消耗品費	5,090,941	0	5,090,941	5,384,673	△ 293,732
修繕費	3,645,600	0	3,645,600	2,807,980	837,620
印刷製本費	3,798,312	0	3,798,312	3,904,572	△ 106,260
光熱水料費	3,002,314	0	3,002,314	2,681,554	320,760
賃借料	6,692,589	0	6,692,589	9,310,457	△ 2,617,868
保険料	4,416,849	0	4,416,849	4,449,663	△ 32,814
諸謝金	90,000	0	90,000	440,000	△ 350,000
租税公課	16,887,017	0	16,887,017	7,516,144	9,370,873
支払負担金	1,192,198	0	1,192,198	703,080	489,118
委託費	15,296,098	0	15,296,098	11,002,629	4,293,469
支払手数料	2,300,468	0	2,300,468	2,172,020	128,448
貸倒引当金繰入	150,178	0	150,178	150,178	0
燃料費	930,240	0	930,240	930,240	0
支払利息	0	0	0	0	0
雑費	116,480	0	116,480	44,800	71,680

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計	前年度予算額	増減
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
管理費	0	28,033,120	28,033,120	24,648,891	3,384,229
職員基本給	0	8,828,160	8,828,160	8,353,680	474,480
職員特別手当	0	3,283,981	3,283,981	2,939,466	344,515
職員諸手当	0	2,131,027	2,131,027	1,858,325	272,702
法定福利費	0	2,242,868	2,242,868	2,035,101	207,767
福利厚生費	0	118,038	118,038	101,028	17,010
退職給付費用	0	1,169,939	1,169,939	625,560	544,379
臨時雇賃金	0	1,283,400	1,283,400	1,190,400	93,000
会議費	0	117,906	117,906	124,184	△ 6,278
旅費交通費	0	421,074	421,074	430,337	△ 9,263
通信運搬費	0	479,439	479,439	614,975	△ 135,536
減価償却費	0	596,853	596,853	581,354	15,499
消耗什器備品費	0	21	21	27,321	△ 27,300
消耗品費	0	603,623	603,623	638,451	△ 34,828
修繕費	0	554,400	554,400	427,020	127,380
印刷製本費	0	133,688	133,688	137,428	△ 3,740
光熱水料費	0	367,286	367,286	328,046	39,240
賃借料	0	653,831	653,831	909,583	△ 255,752
保険料	0	8,851	8,851	8,917	△ 66
諸謝金	0	0	0	0	0
租税公課	0	1,428,619	1,428,619	635,856	792,763
支払負担金	0	181,302	181,302	106,920	74,382
委託費	0	2,957,002	2,957,002	2,126,999	830,003
支払手数料	0	278,532	278,532	262,980	15,552
貸倒引当金繰入		0	0	0	0
燃料費	0	29,760	29,760	29,760	0
支払利息	0	150,000	150,000	150,000	0
雑費	0	13,520	13,520	5,200	8,320
経常費用計	709,146,000	28,033,120	737,179,120	698,860,101	38,319,019
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0	0	0
2. 経常外増減の部					0
(1) 経常外収益					0
経常外収益	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					0
経常外費用	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	613,769,684	20,054,724	633,824,408	633,824,408	0
一般正味財産期末残高	613,769,684	20,054,724	633,824,408	633,824,408	0
II 指定正味財産増減の部					0
受取補助金等	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	613,769,684	20,054,724	633,824,408	633,824,408	0